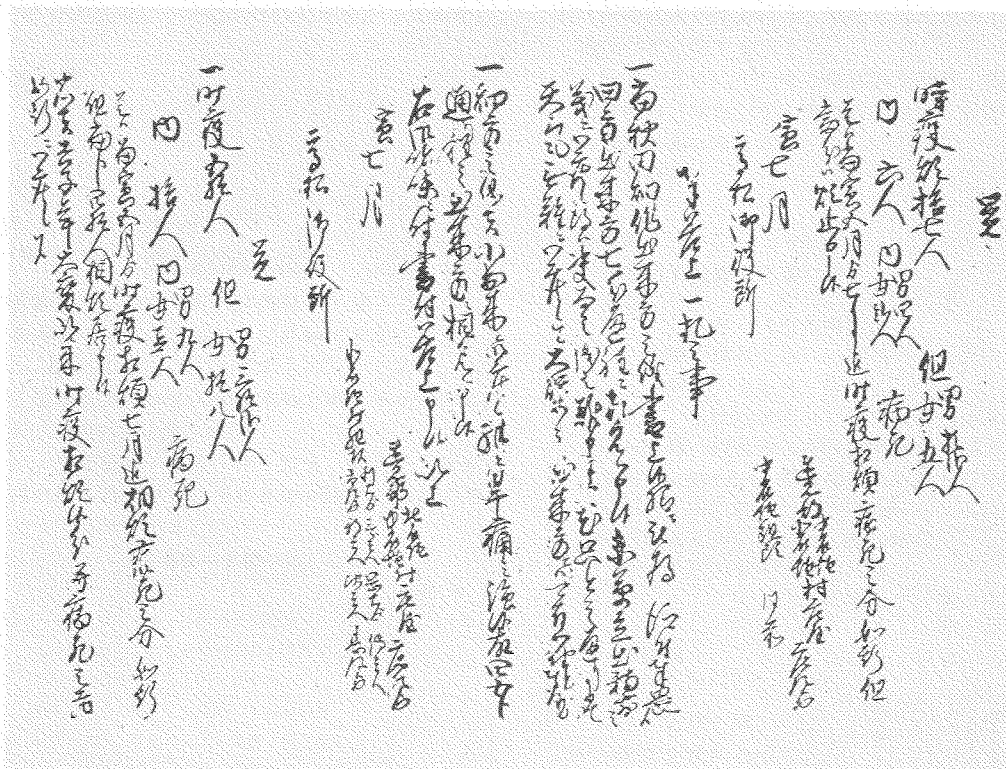


べっふの文化財

No. 18
昭和62年3月

— 古文書史料の紹介 —

- ⊕ 矢野文書・八幡朝見神社棟札・修福寺文書
- ⊕ 豊後国御預所一件帳(慶応3・4(明治元)年の別帳)
- ⊕ 八幡龍門神社の龍門氏と大般若波羅密多經
- ⊕ 中石垣村関係近世文書(享保3～寛政元)



享保19年の時疫を伝える中石垣村関係文書

別府市教育委員会
別府市文化財調査員会

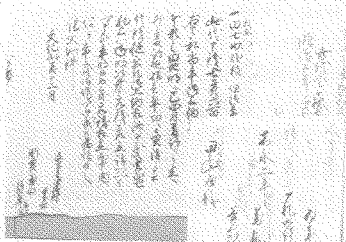
矢野文書・八幡朝見神社棟札・修福寺文書

安部 巖

文書は過ぎ去った時の動きがわかる端的な史料である。これは、かなりの年代を経た家であれば、どの家にも多かれ少なかれ残されている。

それらの文書は、「時代が古いから価値が高い」とか、「時代が新しいから価値が低い」とか言うものではない。角度をかえて見れば、それなりに重要な意味（価値と言ってもよい）をもっているものである。つまり、古文書はどんなものであっても、人の生きざまを知るためには貴重な史料であると言えることができる。以下、最近寓目した二、三の古文書について気付いた点を記してみたい。

1. 矢野文書



矢野文書▶
(江戸時代末)

- ・文書所蔵者……野口元町 矢野善一氏蔵
 - ・文書の内容……この文書は、江戸時代末期、寛政4年(1792)から慶応4年(1868)までのものが主である。享保年中の「五年切、下作ニ入申島書物之事」、年未詳の8通を加えて、総数は213通である。
- 内容は、金銭貸借・覚書・預り證文・頼母子・請取状などに関するものが主で、それを年号別に分類してみると次のように表示される。

(矢野善一文書一覽)

年号	西紀 元年	文書	内 容	備 考
享 保	1716-1735	1通	5年切下作書物	下作(小作)
寛 政	1789-1800	1冊	津嶋村善右工門證文	
享 和	1801-1803	3冊	上納米貸借外	
文 化	1804-1817	25冊	上納米・金銭貸借外	
文 政	1818-1829	31冊	全上・覚書・預り證文	
天 保	1830-1843	40冊	全上・頼母子覚・差出書付	
弘 化	1844-1847	16冊	全上・請取覚・預證文	
嘉 永	1848-1853	36冊	全上・環金受納覚・其他覚	
定 政	1854-1859	39冊	全上・請取覚・丸屋覚	
万 延	1860-	7冊	全上・受納覚	
文 久	1861-1863	1冊	全上・田畑譲渡證文	
元 治	1864-	2冊	全上	
慶 応	1865-1867	3冊	全上	
年未詳		8冊	全上	
計		213冊	[別に記録類があるが省略する]	

- なお、この文書から
- (1)江戸時代における別府村庶民経済の動きに関すること。
 - (2)證文中に記されている文面から、当時の年貢上納に関するしきたり、年貢として納めていた物や金(米・大豆・銀)に関すること。
 - (3)年貢納付のために借用した金品の返済方法が多様であったこと。
 - (4)引当物件とは、田畑、住宅倉庫・生姜・大豆・酒造道具一式・牛馬・種子・小袖など多様であったこと。
 - (5)江戸時代末期における、別府と周辺地域との経済的な結びつきに関すること。
 - (6)自作農を主体にした本百姓体制が崩れ、農民の階層分化が進み、「下作」をしなければならぬ零細農民増加の傾向にあったこと。
- などがわかる。

・参考例

(1)五年切下作書物之事

〈文書〉

下作ニ入申島書物之事

一、下畑 壹畝九歩 高壺斗三升
物成大豆五升 定

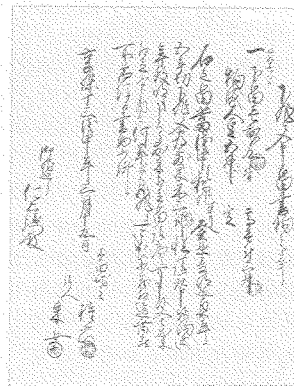
右之島、當戊申秋作ヨリ、癸丑麦跡追真年五年切下作ニ入為、敷米米三斗、儲ニ請取申候、御約束之年数明キ申候ハ、敷米相立島請戻シ可申候、又者敷米相立不申内者、何年ニ而茂御作り可被成候、少茂相違無御座所、為後日、書物如件

享保十三戊申年三月十九日

右田地主 権 六 (在判)
請 人 采 女 (在判)

御作廻り
仁右衛門殿

これは、田地主権六が、采女を請人として、御作廻りの仁右衛門に下造りさせたときの證文である。趣示は、「下作りさせる土地は、くぬ木ヶつめの下畑1畝9歩、高1斗6升の土地である。物成の大豆は5升と定める。



▲矢野文書 享保13年(1728)

土地は享保13年(1728)秋作から享保18年(1733)の春作まで、真年5年(満5年)切で貸し与えます。敷米3斗は受取りました。約束の期間が来たら敷米はお返しして、土地は請戻します。もし、敷米をかえすことができないときは、何年間でも貴殿の方で畠を作ってもよい。これは、すこしも相違ありません。だから、後日のために書物を入れておきます」という意味のものである。

江戸時代末期19世紀に入ってからは、自作農を主体とする本百姓体制が急速に崩れ、農民の階層が分化し、零細農民が増えていった。これに関する史料は矢野文書の中に多く残されている。しかし、この文書は年代が古い(享保14年-1729)ものであるため、下作(小作)制度研究のためには貴重な資料であると言えよう。

「小作」と言うのは、古くは下作・入作・請作・水入・散田・掟作などとも言った。それは自作に対することばで、地主から土地を借り、小作料を払って、その土地を耕し農業を営む仕組みであった。この制度は昭和20年(1945)頃までひろくおこなわれていたが、戦後の土地改革(農地改革)で影をひそめた。

(2)是永五郎介「大豆證文」

〈文書〉

借用申ツ事

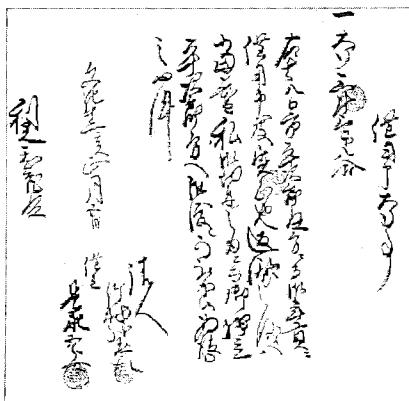
一、大ツ 三斗三升八合

右者、八日市平次郎殿方ニテ御年貢ニ借申處美正也。返済之儀ハ、當暮私御切米之内ニ而御押立、平次郎方へ御渡シ可被下候、為後日之如件

文化十二亥正月五日 請人 竹林弥藤次(在判)

借主 是永五郎介(在判)

利光甚蔵殿



▲是永五郎介「大豆證文」文化13年(1816)

これは、是永五郎介が年貢を納めるために、竹林弥藤次を請人として利光甚蔵作から大豆を借用した證文である。

趣示は、「私は、大豆3斗3升8合を八日市(日出町のうち)の平次郎殿方で借用した。返済は今年の夏になったら平次郎方へいたします。後日のために、この證文を出しておきます」

という意味のもので、当時年貢になやんだ農民の窮状がよくわかる。

なお、矢野文書中には、年貢用として大豆七斗を借用。その引当に畑6畝、畑1畝3歩を宛てだ、文化3年(1806)の證文などもある。

(3)海門寺5矢野数右エ門宛請書

〈文書〉

請書

一金 拾両也

右之通、謹ニ寺納仕候、 以上

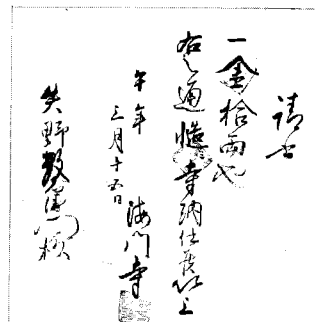
午年(安政5年)

海門寺(在判)

三月十五日

矢野数右衛門殿

これは、矢野数右衛門が寺納した金拾両に対して、海門寺が出した請書である。年号は「午年」とのみ記されている。安政年中の緞込中に含まれていたので安政5年(1858)のものとみられる。



▲海門寺請書、安政5年(1858)

なぜ矢野数右エ門

は、安政5年(1858)に金10両を寺納したのだろうか。それから2年の後、万延元年(1860)は多額の費用を必要とした時期であった。本堂再建のために喜捨を求めている時期だったのである。

このことから、この寺納金請書は「本堂再建と何らかの関係があったのではないか」とも考えられる。

2. 八幡朝見神社の寛文8年棟札

- ・所 在……別府市朝見2丁目15-19 八幡朝見神社
- ・2枚の棟札

八幡朝見神社には寛文年号記載の棟札が2枚残されている。1枚は原棟札とみられるが、左半分と下部が腐蝕して亡失。他の1枚は、記録保存のために、後年になって古くなった棟札を写して作られたものとみられる。つまり模作した当時、原棟札の文字が僅かに読みとれたのであろう。

今神社に残されている原棟札とみられるも



▲八幡朝見神社の棟札 寛文十年(一六七〇)

のには、
(キリク) 豊州速見郡御守護筑紫主水正藤原信門…(尾欠)
封 謹奉再興浅見八幡宮拜殿神楽…(尾欠)
 と書かれた部分のみが残されており、その他の部分はなくなっている。

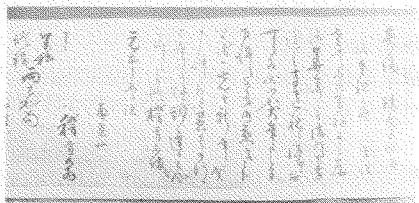
しかし、模作棟札に、「豊後速見郡御守護筑紫主水正藤原信門公」とか「千時寛文戌何月吉日」(・印は写し誤りとみられる)などと記されていることから、寛文10年(1670)拜殿や神楽殿を再興したことがわかる。

なお、銘文によって、神主源太夫が、別府村惣庄屋堀助之丞・朝見村庄屋堀伊助・浜脇村庄屋荒金権左エ門・田野口村庄屋友永市左エ門などとはかって事業を完成したこともわかる。

3. 修福寺文書

- ・所蔵者……別府市河内町1組、天長山修福寺。
- ・文書12通(江戸時代末)
- ・修福寺ヨリ禪徒宛書状…巻紙(年未詳)10月22日
- ・恵性書代……………巻紙(年未詳)3月28日
- ・書 状……………巻紙(年未詳)3月26日
- ・修福寺宛受取覚……………巻紙(年未詳)7月13日
- ・長岡氏ヨリ修福大和尚宛書状…巻紙(年未詳)3月9日
- ・本師老和尚宛書状……………巻紙(年未詳)10月17日
- ・北宗ヨリ椿山禪尼宛書状…巻紙(年未詳)極月朔日(12月1日)
- ・計屋万三郎ヨリ修福寺宛書代…切紙(年未詳)5月3日

- ・口土書……………切紙(年未詳)
- ・覚仙ヨリ万松・修福丙大和尚宛書状…巻紙(元治元年)正月15日
- ・修福寺宛書状……………巻紙(年未詳)
- ・修福方丈両大和尚宛書状…巻紙(年未詳)



▲修福寺文書

以上が最近発見された文書である。

その昔、修福寺の寺地付近には、大伴氏や心岸禪師が建立した仏堂があったらしい。ところが寛永13年(1636)秋9月25日、心岸禪師が示寂。元禄5年(1692)6月18日供養祭がおこなわれた。

それから8年目。元禄13年(1700)4月業海は修福寺を黄檗派の寺院として再興。実質的開山者であった。しかし業海は、開山の荣誉を祖師臨濟正宗33世天海大和尚に捧げた。その後は、別府村野口の万松寺と深い関係をもちながら続いた。

江戸時代末期の修福寺については謎の部分が多い。ここに記した12の文書は、当時の史実を知る手掛りを与えてくれるものとして価値が高い。

慶応3・4(明治元)年の別府

「豊後国御預所一件帳」より

入江秀利

慶応3年(1867)は島原藩領地として平穏な日々を送っていた別府にとって、一つの転換期であった。慶応2年8月、幕府の第2次征長軍の旗色が悪く、九州幕府軍の牙城小倉城が、長州の奇兵隊の手に落ちた。幕府軍の形勢が不利になると、九州の幕府領を束ねる日田郡代窪田治部右衛門は、周章狼狽して九州の雄藩肥後藩に庇護を求めた。翌3年2月、幕府は速見・大分2郡の幕府領に国東・直入郡の幕府領を加え、「私領同様」の支配を条件で肥後藩預けとした。このため、別府は、寛政11年より約70年間の島原藩領地から一転して肥後藩預けとなったのである。

「豊後国御預所一件帳」は、肥後藩が豊後の幕府領預りにかかわる公的書簡や記録をまとめたものである。この一件帳には、あわただしい幕末の別府の様子を伝える記録がいくつかある。

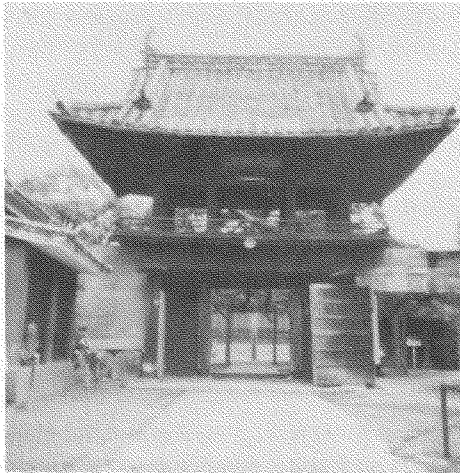
1. 肥後藩別府屯所

——今日高松陣屋にて速見・大分両郡引渡相済申候然處御警衛人数出張之ヶ所別府之方可然相見候付、同所廻在之節、寺院借受等之儀所柄役人共え及示談候処、町際海門寺と申寺院禪宗にて間廣にも有之段申出候付及見分、間配之儀役々申談候処、二拾挺三組は一ヶ寺にて物頭共大略相詰可申見込に付、賄之儀所柄引受精々申談せ候處、寺院借受賃等一切取賄候ものより引受、一人前一日三朱宛にて引受可申段申出候間、此元より其通取究何時入込も支え不申様申付置候間、日田出張交代残に相成居可申、二組は早々直に別府之様可被差出と奉存候 ——

これは肥後藩士飯田熊之助が五月朔日付けで藩庁に差し出した公的書簡の一部である。肥後藩は、慶応3年2月に豊後四郡の幕府領の預りが決まると、5月には預地警備のため藩兵を別府に駐留させるべく警備所の詮索を開始している。

飯田が、別府村の村役人に相談したところ、彼等は足輕鉄砲隊60名の駐屯地として海門寺を選び、寺の借用料共一人前三朱で賄いまで引受けることとなった。飯田熊之助の報告が裁許されると、4日には日田出張中の八木田小右衛門と松野又右衛門を組頭とする鉄砲隊があわただしく屯所にはいった。

その後、肥後藩の別府警備軍は、同年10日海門寺を去り浜脇村の長覚寺に屯所を移し、崇福寺を本陣とした。



▲肥後藩別府警備所となった海門寺

大政奉還後、肥後藩兵は預地の日田県引き渡しと同時に別府を引きあげた。南鉄輪村庄屋の「役宅日記」によると、その後の別府の警備は、明治2年3月西法寺を本営にして編成された郷兵「正義隊」に引きつがれた。

2. 幕末の自由地帯

慶応3年10月、肥後藩の野田平右衛門は、新しく預地となった豊後の村々を廻村して民情を調査し、郡方奉行に報告した。その中に次のような事項が目にとまる。

——速見郡三十六ヶ村之儀は湯布山之裾辺南北之村立有之候処、山付在は入質至て質料有之候得共別府・浜脇両村は旅船日夜出入之湊にて商家多有之湯場も数ヶ所に有之、悪者入込或は盜賊之巢など唱候所柄御座候処、御預後御備手も詰方被仰付置候て駄、御大國御威勢に恐れ右悪者共何となく立去候様子にて当時之処は自然と一体取締居、其外海辺付之村々農業迄にて稀に漁師居住候得共入質、宣敷様子相聞——

慶応3年の別府・浜脇両村は、湯治場として活況を呈していた反面、島原藩が遠隔地であるため手が届きかねてか治安は相当緩んでいたようである。

別府村の治安が弛緩していたのは以前からで、享和2年(1802)の文書(「高松御預所聞書」)に、

一、別府村之義庄屋無之小坂村庄屋曾右衛門兼常相勤居候処、他所人多入込候場所は、庄屋無之くしては不宣、庄屋相立候様村方へ申聞候処、差支有之候趣にて今以無其儀段申出、彼是押移候ては不相済候付、曾右衛門義庄屋に被仰付候、尤老年他村に引移殊に他所人出入も多村柄引受候は大義之事に付、御預所申為役料銀三枚つつ被下置、小坂村庄屋は停治八へ被仰付候、銀三枚は御雑用銀之内より被下候

と書かれている。他所者が自由に出入り居住のできる別府村の村方支配は大義であるとのことで、特に役料銀を与えて小坂村の高倉曾右衛門を別府村の庄屋に招いたのである。

悪者といってもすべてが悪人ではない。体制に対する反逆者は悪者として糾弾された。慶応元年藩論にさかひ別府村の若松屋に潜伏した長州の井上間多(馨)や日田出身の志士長三州もこの範ちゅうにはいる。別府には治安の緩みの反面自由な空気があった。特に富裕な庶民の知的欲は高く、当時の体制や思想を批判する「心あるもの」も少なくなかった。

——右之庄屋之内には築城・日出或は日田表え幼年之時分より学文初諸稽古罷出候付、相応弁別仕文筆など達者にいたし一体高之者も有之、御請取即下は不遜申立致候哉有之由付、内情に亘り探索仕候得者、当時は御国ノ御政体自然と承知致候哉次第居候様子相見之申候——

文中の築杵は三浦梅園を日出は帆足萬里を、日田は成宜園の広瀬淡窓をさすもので、豊後幕府領の庄屋には幼少より碩学の薫陶を受けた知識人がそろっていた。島原藩から預け替えになった肥後藩の「私領同様」の支配に当初はかなりの反発があったのであろう。野田平右衛門は内情探索にあたり、庄屋の言動には特に神経を使っているようである。



▲江戸時代の町家(若松屋別棟)

3. 温泉歌舞伎

慶応3年4月、鳥羽・伏見で賊軍を破った官軍が江戸城に迫ろうという緊迫した時に、賊領となった別府・浜脇・田野口の三村が高松役所を通して肥後藩の郡方奉行に願い書きを差し出した。

奉願覚

御警衛所豊後国速見郡別府・浜脇・田野口三ヶ村より別紙之通願出申候間、御時節柄難相済旨申伝て差返置候處、再三内情歎出候に付内輪之様子精々承り借候處、右三ヶ村之儀引並一村同様之所柄にて田畑と人畜不釣合に有之、男老人に付地方纔六畝程に相当り何分農業のみ渡世出来兼、幸温泉有之殊に海浜舟着之便利方宜敷御座候て、春秋自他之入湯夥敷一年中積り立候得ば九拾萬人にもおよび候程之群集にて、右三村之者共都て其蔭を以て渡世仕来、少し不賑合之年柄は夫れ丈け活計に差障り候に付、可成入湯人多く滞留も相増候様、例年歌舞伎芝居見せ物等興行仕来居為申由之処、近年世上不穩候に付ては、右等之儀も遠慮仕此分物淋敷相成候に付、入湯人も相減所柄聊之衰微之体に相見迷惑至極に奉存居候内、当年に至候ては正月以来之大変にて人氣も居合兼、入湯人も例年に比申候得ば三ヶも無御座、唯今分にては所柄渡世之基も失候、差寄に手段も付兼誠に歎敷次第相違も無御座候間、時節柄重畳奉恐入候、可然宜敷被仰付候様奉願候、如願被仰付被下候ハハ人氣も居り合入湯人相集り御蔭にて所柄渡世に基き可申と奉存候間、幾重にも宜敷被仰付可被下候、為其不穩添書を以て奉願候、以上

慶應四年四月

犬塚孫一郎

堀内源之允殿
中路新左衛門殿

郡方

御奉行衆中

奉願覚

別府・浜脇・田野口三ヶ村之儀、御田地之割合より人多く、町並居住之者は温泉場に付春秋湯治人多人数入込、入湯宿屋致一ヶ年中之世帯送來、小商・走使之者も湯治人当にて渡世仕候、百姓家は御田地土悪敷山中勝にて人之肥を以御田地養不申ては難出来候村柄に付、多人数入湯為入込候得ば所繁昌に自然相成可申訳に付、毎年芝居興行仕来候處、二三年以来世間不穩入湯人も少く芝居も相止り、当春に至り候ては入湯人猶々少く小前一統必至及難洪、差立当惑仕候、右に付芝居興行仕度幸ひ近国之芸者入湯房賄迄にて興行仕度段申出候間、晴天二十日之間御免被成下候はば三村共に賑合候得ば人氣も立直り近国より入湯人多人数入込候様奉存候、左候得ば小前一統之為助に相成候、御時合柄難奉願儀に御座候得

共、從來仕来之芝居格別之御慈悲を以小前御取救と被思召御免被成下候はば重畳難有奉存候、依之窺書を以申上候 以上

辰三月

田野口村

浜脇村

別府村

犬塚孫一郎殿

村役人連署印

この歎願書は幕末当時の内情など様々の面を浮き彫りにしている。別府・浜脇村は、横灘17か村中で第1、2の大村である。耕地が人口に比して手狭な両村は、湯治客相手の渡世に依存していたことはわかるが、やせた田地に施肥する下肥を獲得することを芝居興行の理由にあげていることは興味をひく。

さきに述べたように、「他所人出入も多き村柄」であった別府・浜脇両村は港の便もよく、年間10万人の湯治客とは豪勢であった。役者の演じる歌舞伎芝居は贅沢として地方では再三禁止されていたにもかかわらず、当地では「從來仕来り芝居」と述べられているので、芝居は春秋2回湯治客相手に恒例として興行されていたのであろう。当時庶民の旅は原則として宗教上のものを除いて厳しく制限されていた。別府へ出入した民衆の多くは、その禁を犯して「群集」した者であろう。別府は、当時よりリゾートゾーンとしての側面をもち、かなり自由の空気が流れていたものと思われる。

「正月以来之大変」とは、旧幕軍と官軍が鳥羽・伏見で戦端を開いた戊辰戦争のことである。この歎願書を差し出された高松役所では、さすがに「御時節柄あいすみ難き旨を以て差返し置き」受け付けなかった。ところが、三村は「入湯人も相減所柄聊之衰微之体に相見迷惑至極に奉存候」と再三にわたり歎願をつづけた。戊辰戦争のなりゆきなどより、三村にとっては湯治場の衰微の方が重大問題であった。結局、郡方奉行は、三村の執念に負け、郡方役人の立会監視の下に願通り晴天二十日の芝居興行を許可した。湯泉場に生きる別府人氣質をうかがわせるできごとであった。

別府の幕府末・明治初年の文書史料をあげると次のようなものがある。

- ・「庄屋役宅日記」 慶応3年～明治5年 南鉄輪村
- ・「豊後国御預一件帳」 慶応3・4年 肥後藩
- ・「高倉庄屋史料集」 元禄～明治4年 小坂村

八幡かまど神社の竈門氏と大般若波羅密多經

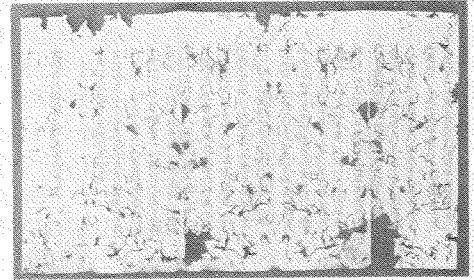
後藤 武夫

八幡かまど神社は別府市亀川国立病院西側の亀山の地に鎮座し、中世は宇佐宮弥勒寺の荘園であった竈門荘。荘内九ヶ村、内竈内、野田、古市、亀川、平田、小坂、小浦、北鉄輪のほぼ中心に位置している。仲哀天皇、神功皇后の三神と共に国常立尊の外33神を祀っており、八幡宮の司祭は寺家と社家によって行われた。(一)社家は神宮寺の僧侶が支配し、神宮寺の末寺に、長福寺、光明寺、自応寺、他応寺、観音寺、養徳寺があった。八幡神は宇佐より聖武天皇の神亀4年にこの地に御越(おこし)になったという。社家には大宮司、権宮司、祝師主、祝で神事が行なわれていた。この竈門神社を中心に竈門荘を支配していたのが地頭職竈門氏であった。竈門氏は鎌倉以来の地頭職で、弘安6年の豊後国因田帳には、竈門荘80町の内、本荘53町が鎌倉の御家人、竈門又太郎貞継法師(法名道善)となっている。この竈門氏の中世文書、竈門新左衛門尉鑑述の大般若波羅密多經を市内、内竈門、土屋公照氏(旧竈門宮司家)と、同所、湯の森の溝部日止美氏(旧長福寺)の二家に所蔵されている。この中世文書は別府市としては貴重なもので、珍らしく、竈門氏研究の立場から、竈門氏の史料と由緒を紹介して地頭職家、竈門氏のことを考えてみようと思う。

1. 大般若波羅密多經(史料)

- (イ) 大般若波羅密多經卷第五百六十二果
奥書
宝治二年戊申三月四日 執筆観智
奥書
- (ロ) 応仁二年戊子七月十三日書之
- (ハ) 大般若波羅密多經卷第二百二十四
奥書
於干大般若經全部參拾陸軀御神前国分市河氏藤原貞女
為竈門新左衛門尉鑑述祈禱老母置之
永祿二己未正月吉日 神宮寺
- (ニ) 大般若波羅密多經卷第二百四十二
奥書
大般若經全部国分市河氏藤原貞女為竈門新左衛門尉鑑
述祈禱老母置之
永祿二年己未正月吉日
弘治三丁巳三月十二日 宗文書
- (ヒ) 大般若波羅密多經卷第四百三十八
奥書
大般若經全部国分市河氏藤原貞女為竈門新左衛門尉鑑

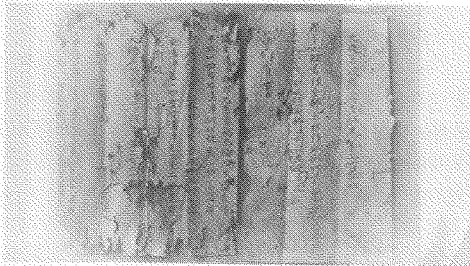
述祈禱老母置之
永祿二年己未正月吉日 光明寺宗文書之



▲光明寺 大般若波羅密多經

- (ク) 大般若波羅密多經卷二百四十二
奥書
千時 弘治三年三月中旬
宝加山 神宮寺
是誠書之
(以上文書は土屋家所蔵、以下文書は溝部家所蔵)

- (ホ) 大般若波羅密多經卷第二百二十四
奥書
永祿二己未正月吉日 神宮寺
於大般若經全部參拾陸軀部神前国分市河氏藤原貞女為
竈門新左衛門尉鑑述祈禱老母置之
奥書
永祿二己未正月吉日 神宮寺
生請受清淨香界乃至卑觸為緣所生請受清淨故一切智智
清淨何以故若一切薩磨討論薩行清淨若香界乃至卑觸為緣
祈生諸受清淨若一切智智清淨天二天二分天別天祈故
光明寺
以上史料が竈門新左衛門尉鑑述の竈門の二家に残る史
料である。(イ)(ロ)(ハ)迄の分が土屋公照氏所蔵文書、(ヒ)(ク)
迄の分は溝部日止美氏所蔵文書である。
この大般若波羅密多經を書いて神宮寺と光明寺に奉納
したのは竈門新左衛門尉鑑述の老母貞女である。貞女は
国分(府内)の市河氏の出、藤原てい、又はさたと云う
女性であろうと思われる。

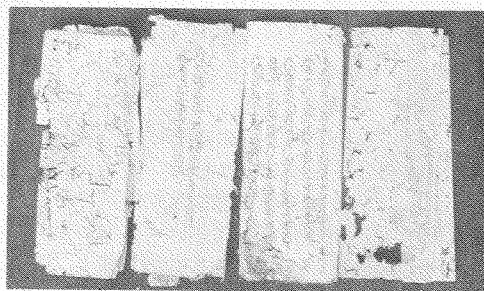


◀ 神宮寺
大般若経奥書

2. 豊後の史上に名の現われた龍門氏

(1)弘安6癸未豊後国因田帳に龍門荘80町の本荘53町、龍門又太郎貞継法師(法名道善)とある。

(2)別府市誌(昭和60年版・P350)によれば「正和元年壬子(1312)の頃、神領興行法で宇佐宮神官、藤原重連が石垣庄末吉、末国兩名を藤原氏女、大友貞宗従人古庄頼文より返付されるように探題に訴えた争論事件に、実検使を立て、いるが、其の実検使に送られたのは近隣の地頭である。一人は石垣庄弁分地頭代(実名欠)に一人は龍門孫次郎、一人は木付六郎太郎、一人は都甲四〇〇入道、外となっている。この龍門孫次郎は貞継の後」であろうという。龍門氏は武内宿弥の系、紀氏である。



▲ 弘治三年の神宮寺土屋文書

(3)「貞和2年(1346)10月には豊後国田染庄内須加牟田八反、恒任、永政名等に対する田原盛直、香志田妙円、秦氏女等の濫妨を止めるために、豊後守護代備前介宗頼は御家人龍門孫太郎左衛門尉貞郷と共に宇佐宮神官秀基に下地打渡しの使者となっている。(永弘文書)」(別府市誌・昭和60年版P・350)

(4)「正平11年(1366)9月には田染孫三郎入道が田染庄、重安、末次、永正、小手則に打入り狼籍したので宇佐宮権惣校内重代宣村が訴えた事件を解決するために豊後守護大友氏時は、河野竊龜に、龍門孫次郎と共に参決させるように命を伝達している」(永弘文書)(別府市誌・昭和60年版・P350)

(5)「宝徳元年(1449)の頃に、龍門繁貞が大友家の奉行として田染庄などの事件の解決や宇佐宮番長職の事などに関係している。繁貞は龍門土佐守として大友氏の被官として、文明年間にも最も活動しているが、文明17年を最後に史料に見えない」(永弘文書)。

(6)天正14年12月中旬、豊軍大挙して進撃した耳川(戸

次川)の合戦に出陣した龍門新左衛門尉鑑述は、この戦斗で華々しく討死をしたと伝えられている。(史料(1)参照)

(7)永禄4年(1561年)ふたたび龍門新左衛門尉鑑述の名が見える。耳川で打死して老母の貞女が大般若波羅密多経を神宮寺、光明寺に奉納したのが永禄二己未年である。杵原文書に出てくる鑑述は大友義鎮の壮年期であり賀来社放生会に大神宝物を調進したのは父の新左衛門尉鑑述ではなかろうか、社寺奉行に任ぜられて官途は右京亮であった。

(8)天文19年(1550)2月10日、大友氏のお家騒動が起る。三角畑の変とも(二階崩の乱)ともいう。この時義鑑の侍臣であった龍門新助は、義鑑の火急の召しに登城する義鎮(塩田丸)派の斉藤播磨守、小佐井大和守を斬死させた。龍門新助と小田隼人の2人であった。新助はその頃義鑑の一字を許されて鑑述といっていた。

(9)天正6年(1578)龍門勘解由鎮意の名が現れているのが(杵原文書)義鎮の一字を許されている。

(10)永禄6年癸亥、大友宗麟より龍門勘解由宛書状あり

(11)文禄元年午辰3月12日龍門土佐入道、龍門小次郎は大友義統に従って朝鮮の役に出陣し、以後龍門氏の生息は詳らかでない。龍門氏退転後は龍門荘は細川越中守忠興の所領となった。その後小笠原家の所領となった。

(12)龍門氏累代墓地の嘉元4年銘(法名道善)等の五輪塔群は昭和50年、県指定有形文化財となった。

龍門神社の小倉藩主に差出書付

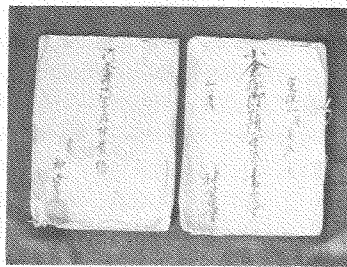
寛保三癸亥年

小倉様御預所ニ罷成候ニ付書上申次第

三月

速見郡村々

木付中村、南鉄輪村、油布院山野口村、末守村、亀川村、捏山村、生桑村、椿村、野多村、北石垣村、東畑村、真那井村、中石垣村、塚原村、小浦村、南石垣村、天間村、古市村、立石村、並柳村、小坂村、朝見村、若松岩原村、内龍門村、別府村、温湯村、野田村、浜脇村、荒木村、北鉄輪村、田野口村、石武村、光永村、内徳野村、山浦村。



◀ 寛保三年
文書

(一) 文書 小倉様御預所書上次第

速見郡御祈禱之村々

龍門山之儀者影向之地ニ而宇佐宮一同御鎮座ニ而御座候、祭礼二月初卯六月晦日十月十五日十一月初卯年中四度之

神事ニ御座候
 一、本社 桁行三間 梁行二間
 外拝殿舞殿御座候
 三社八幡宮ニ而相殿三十三社本殿共三十六社相殿ニ御座候
 境内ニ神明宮一社御座候
 境内ニ末社若宮一社
 右同断 弁天宮一社 熊野三所権現一社
 右同断 弥勒堂一社
 相殿ニ阿弥陀観音御座候
 庄内九ヶ村 内竈門、野田、古市、亀川、平田、小坂、小浦、北鉄輪、南鉄輪
 氏子五ヶ村、古市、亀川、平田、野田、内竈門
 真言宗
 宮司 神宮寺
 大宮司 矢黒大歳
 社人 川野権大夫

社人 安森治刀大夫
 同 川野内歳大夫
 同 安森式部
 右之通亥三月四日小浦ニ而御奉行へ差上申候
 取継年番役
 亀川億右衛門
 北鉄輪孫兵衛

② 以下略

- (一)寛保三年～延享四年の五ヶ年間は小倉藩主小笠原右近将監の領地である。新たに領主となった小笠原公に竈門神社の内容を報告した文書である。
 (二)竈門氏文書並に同神社文書調査にあたり、神宮寺家の跡をついでいる内竈門の土屋公照氏に、同家に伝来する中世文書等(大般若経)の全巻を写真撮影並びに記事発表の同意もいただき深謝致します。
 (三)この調査にあたり御協力戴いた、宮司矢黒学氏、溝部日止美氏、安森唯一氏に、深々感謝致します。

中石垣村関係近世文書 (享保3～寛政元)

藤内喜六

1. 中石垣村の成立と支配の変遷

江戸時代の遠見郡中石垣村は現在の別府市吉弘町にあたる。村域は現在の町域と大体同じである。

この中石垣村と南石垣村・北石垣村の3か村は、もともと石垣村という1村であった。

分村の概略をみると大友氏が除封された後、石垣村は慶長6年(1601)より豊前中津藩細川忠興の知行地なり、その家臣であった松井康之の預地となった。

元和9年(1623)になると、越前藩主松平忠直が大分郡萩原に配流され、その賍地の1つとして石垣村内に松平忠直領分ができた。これが北石垣村である。

また寛永4年(1627)には、石垣村内に細川忠興の外縁であった旗本筑紫主水正広門の領分がつくられた。

これが南石垣村である。そして石垣村の残りが中石垣村となった。こうして従来からの石垣村は江戸時代初期には支配の分轄によって3か村となったわけである。

この中石垣村の支配については延享2年(1745)の文書に次のように記されている。

寛

- 一、寛文七未年ヨリ延宝四辰年迄 拾ヶ年
 山田清左衛門様御代官所
 一、延宝五己年ヨリ同酉年迄 九ヶ年
 三田次郎右衛門様御代官所
 一、天和二戌年迄 壹ヶ年

小野太兵衛様御代官所

- 一、天和三亥年ヨリ貞享四卯年迄 五ヶ年
 小野長左衛門様御代官所
 一、元禄元辰年ヨリ同未年迄 三ヶ年
 三田次郎右衛門様御代官所
 一、元禄五申年ヨリ同丑年迄 六ヶ年
 小長谷勘左衛門様御代官所
 一、元禄十一寅年ヨリ正徳三己年迄 拾六ヶ年
 室七郎左衛門様御代官所
 一、正徳四午年ヨリ享保元申年迄 三ヶ年
 南條金左衛門様御代官所
 一、享保二酉年ヨリ同八卯年迄 七ヶ年
 池田喜八郎様御代官所
 一、享保九辰年ヨリ同十八丑年迄 拾ヶ年
 増田太兵衛様御代官所
 一、享保十九年寅年ヨリ寛保二戌年迄 九ヶ年
 岡田庄太夫様御代官所

この寛は延享2年3月中石垣村庄屋伴右衛門が当時の預主であった小倉藩主小笠原右近将監の小倉役所(小浦村にあった)に差しだした文書である。

小倉小笠原藩主の預りは寛保3年(1743)より延享4年(1747)までの間で、以後寛政11年(1799)まで幕府直轄領として高松代官所の支配をうけた。翌寛政12年から慶応2年(1866)までの66年間は、肥前島原藩の預地となった。そして翌慶応3年から約1年間は肥後細川藩

の預地となって明治に至るのである。

2. 中石垣村の構成の概略

中石垣村の村高、田畑反別、人数などについては、同年代のまとまった村明細帳が残存していないので、同年代のそれらについてはよくわからない。残存する史料からみると、村高は天候及び虫害の影響で変化するが、元禄14年(1701)の285石2斗1升8合、宝暦14年(1764)の282石1斗3升9合と記録があるので、平均村高は280石前後であったようである。

また寛延元年(1748)の史料によると、村の総人数は358人(男179人・女179人)とあり、その中に僧4人が含まれている。円正寺と忠専寺の僧である。

牛馬数31疋(馬5疋を含む)、田反別25町2反1畝、そのうち生姜の作付面積2町3畝・七嶋蘭の作付面積1反4畝10歩と記され、これらの商品作物作付面積以外が真米田及び赤米田であった。

中石垣村の米作については、村自体が春木川及び境川によってつくられた扇状地上の田畑であるため、地味もよくなかったので、真米田は少なく、やせ地に適した赤米を多く栽培していた。このことは中石垣村にかぎらず扇状地上にある別府地方の村々でも同じ傾向であった。赤米はやや赤味をもち、炊いても粘りがなく美味い米ではなかった。前にも述べたように砂の多いやせ地に適していたので、各村とも真米田より赤米田の植付面積が広いという特色があった。

3. 中石垣村関係近世文書の内容

この文書は中石垣村庄屋関係の旧家に使用されていたフスマの下張りに利用されていたものを整理分類したものである。そのため断片的なものばかりであり、また、そのほとんどが虫蝕されており、完全に揃ったものはない。というものの別府地方における江戸中期の村方史料が少ないなかでは、村方研究史料として貴重な史料といえるものである。この文書の作成年代は享保3年(1718)から寛政元年(1789)の約70年間のもので、約100枚程度である。その主なものをあげると次のとおりである。

・取替証文之事	雑用銀割方争論	享保3・9
・覚	六ヶ条御吟味	享保4・4
・豊後国速見郡辻間村と同郡南畑村並津嶋村山野塚論裁許之事		享保9・6
・(前欠)	薩摩芋植付反別	享保18・10
・覚	作夫食拝借請取	享保18・12
・覚	牛馬飼料塩拝借	享保18・12
・覚	御救夫食拝借	享保18・12
・覚	飢夫食米銀拝借	享保18・12
・覚	種籾拝借	享保18・12
・乍恐奉差上願書之事	組頭退役	享保19・2
・差上申願書之事	住持跡式	享保19

・享保18年丑年御年貢銀御通中石垣村		享保19・2
・享保18年丑年御年貢銀御通北石垣村		享保19・2
・乍恐奉差上御定免願書之事		享保19・3
・差上申置証文之事		享保19・3
・奉差上一札之事	小麦作柄	享保19・4
・覚	旱損所吟味	享保19・4
・(前欠)	夫食定免廻書	享保19・4
・覚	時疫羅病死入届	享保19・4
・覚	〃 北石垣村	享保19・4
・覚	〃 中石垣村	享保19・4
・覚	六ヶ条御尋返書	享保19・4
・差上申一札之事	田方根付仕廻	享保19・6
・奉差上一札之事	田畑作柄	享保19・7
・奉差上一札之事	永荒起返吟味(中)	享保19・7
・奉差上一札之事	永荒起返吟味(北)	享保19・7
・覚	時疫羅病死入届(北)	享保19・7
・覚	〃 〃 (北)	享保19・7
・覚	〃 〃 (中)	享保19・7
・覚	〃 〃 (中)	享保19・7
・差上申一札之事	田畑作柄	享保19・8
・差上申一札之事	畑田成吟味(中)	享保19・8
・差上申一札之事	畑田成吟味(北)	享保19・8
・差上申置証文之事		享保19・9
・夫食銀錢ニ致両替預ヶ候小前覚		享保19・9
・奉差上願書之事	破免願	享保19・9
・覚	種薩摩芋畑反別	享保19・11
・差上一札之事	薩摩芋吟味	享保20・1
・奉差上御定免願書之事		元文2・8
・差上申一札之事	御廻米一件	元文2・8
・(前欠)	虫付夫食返納延期	元文2・8
・奉差上御注進之事	大風雨被害	元文2・9
・差上申一札之事	検見	元文2・10
・差上申一札之事	御廻米一件	元文2・10
・無題	御廻米船上乗一件	元文2・10
・覚	名寄帳吟味	元文2
・御普請古来書上帳		元文2
・無題	年貢米皆済請書	元文3・2
・(前欠)	定免請書	元文3・3
・午ヨリ子迄七ヶ年御定免ニ付百姓助合之儀五ヶ村七ヶ村宛組合相立定書仕置候様ニ被仰渡候ニ付定法之事		元文3・9
・差上申一札之事	雑税吟味	元文3・9
・差上申一札之事	雑税吟味	元文5
・差上申一札之事	起返切添田吟味	元文5・4
・差上申一札之事	雑税吟味	元文5・8
・差上申一札之事	硫黄山稼一件	元文5・3
・差上申一札之事	旅船帆別銀書上	元文6・1
・覚	上検使接待米請取	寛保1・5
・奉差上願書之事	与頭退役	寛保2・11
・覚	高札吟味	寛保3・2

・亥御成箇割付之事		寛保3・10
・覚	中石垣村支配	延享2・3
・小物成品訳御吟味ニ付書上帳		延享2・4
・預り申御年貢大ツ之事		宝暦13・11
・覚	大豆積廻シ	宝暦13・11
・指杉指檜之儀書付		宝暦14・2
・差上申一札之事	荒地起返吟味	宝暦14・3
・指上申一札之事	〃	宝暦14・3
・(前欠)	差杉檜根付注進	宝暦14・3
・(前欠)	團糶蔵払下一件	宝暦14・4
・植付御注進之事		宝暦14・5
・指上申一札之事	團糶蔵払下一件	宝暦14・7
・覚	田畑高反別	宝暦14
・無題	田高反別	宝暦14
・奉差上一札之事	関野江新田開発	明和1
・奉差上一札之事	田畑作毛	明和1・5
・空地御吟味ニ付差上申書付之事		明和1・6
・空地御吟味ニ付差上申書付之事		明和1・8
・奉指上願書之事	大平山入会争論	明和2・3
・植付御注進書之事		明和2・5
・奉指上願書之事	庄屋改印	明和2・7
・無題	御蔵納立合	明和2・10
・拝領仕申大豆之事	大豆拝領請書	明和2・12
・覚	未進大豆上納約書	明和2・12
・御請申証文之事	未進大豆上納約書	明和2・12
・御請証文之事	未進大豆上納約書	明和3・5
・植付御注進之事		明和3・6
・奉差上一札之事	新田開発吟味	明和3・7
・覚	年貢大豆積廻シ	明和3・11
・差上申一札之事	水湛旱損所吟味	明和3・12
・往来	西国遍路	明和4・1
・拝領仕申大豆之事	大豆拝領請書	明和4・3
・植付御注進書之事		明和4・6
・無題	西国郡代布代依村回状	明和4・7
・以書付奉申上候御事	定免継続願	明和4・7
・拝領仕申大豆之事	大豆拝領請書	明和5・12
・覚	植樹届	明和6・4
・差上申一札之事	荒地起返吟味	明和6・6
・奉差上御注進書之事	大風雨田方損毛	明和6・8
・無題	御蔵納立合	明和6・10
・植付御注進書之事		明和6
・奉差上一札之事	小物成増減吟味	明和7・6
・奉差上一札之事	荒地起返吟味	明和7・6
・七嶋干場証文之事		明和7・10
・証文	除手形	明和8・2
・奉差上願書之事	組頭退役	明和8・10
・奉差上願書之事	組頭任命	明和8・10
・手形之事	除手形	安永3・1
・拝領仕申大豆之事	大豆拝領請書	安永4・12
・(題欠)	与頭退役	安永5・1

・植付御注進之事		天明4・6
・高掛御用銀取立受数一村限銀仕事帳		天明5・9
・覚	普請役接待	天明5・11
・奉差上一札之事	雑税・新田吟味	天明7・5
・夫食銀錢ニ致両替預ヶ候小前覚		天明7・10
・植付御注進之事		天明7
・拝領仕申大豆之事	大豆拝領請書	天明7・12
・差上申一札之事	旅宿有無書上	天明8・5
・植付御注進書之事		天明8・6
・植付御注進書之事		寛政1・6

※註 (中)は中石垣村・(北)は北石垣村

4. 文書からみた享保の飢饉

享保の飢饉は享保17年より発生し、各村とも生活困窮者が増加したので、中石垣村・北石垣村兼帯庄屋市左衛門が8石6斗2升5合の御救米を役所に歎願している。

覚 (文中子年は享保17年)

米八石六斗貳弁五合 (以下略)

右者去子秋田畑虫附損毛ニ付為御救飢夫食段々拝借被仰付候へ共、飢夫食計リニ而ハ百姓弱田畑仕付ニ差掛リ業成立兼候……夫食拝借被仰付、書面之通米銀髓ニ奉受取……返納之儀ハ迫而可被仰付旨奉畏候……
享保十八年丑年十二月

速見郡中石垣村、北石垣村庄屋市左衛門
同村組頭七人

さらに同年月日付で牛32疋・馬5疋の飼育のため159匁2分5厘の飼料塩代の拝借を「右者去子夏秋虫附大損亡ニ付牛馬秣一切無御座及難儀候処、牛馬飼料塩代拝借被仰付……」ということをお願いでている。

翌享保18年は飢饉に追い打ちをかけるように、春より「ナタネツユ」で作物に大被害をもたらした。そのため「……当春中永雨ニ而田畑麦作損毛仕、百姓及飢候ニ付為御救夫食拝借……」をお願いでた。さらに同年同月日付で次のような文書を提出した。

惣人別四百九人之中、飢人四百九人
此夫食米 八拾七石壺斗貳升三合

但、子十月ヨリ丑四月迄

右者去子秋田畑虫附大損亡ニ付、為御救子十月ヨリ丑四月迄夫食拝借被仰付……(中略)

この文書では、中石垣村全員が飢人となっており、享保17年の虫害に端を発した飢饉のすさまじさを物語っている。そのうえ享保19年には時疫(伝染病)が発生して、多くの死者を出し、各村々は最悪の状態となっていたのである。